

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規則

〔平成23年 5月26日
評議員会規則第1号〕

決議 平成24年6月19日 評議員会規則第2号

改正 平成26年6月10日 評議員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人交通事故総合分析センター（以下「センター」という。）の定款第21条及び第42条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、給与、謝金、手当、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 報酬等とは、報酬及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。また、常勤役員には、年度の損益見込などセンターの運営状況全般から判断して、理事会が適当と認めるときは、12月又は3月に賞与を支給することができる。
- 3 非常勤役員には、理事会、評議員会への出席等、必要的都度、定額の報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員の退任に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

る。

- 5 評議員には、定款第21条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 センターの常勤役員の報酬月額は、別表第1「役員の報酬月額」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は、別表1に基づき理事会が定めるものとする。また、常勤役員に賞与を支給する場合の賞与の額は、各役員について、年間報酬総額（賞与と月額報酬の総和）が、別表第1に基づき計算した年間報酬総額の限度額を上回らない範囲内で、理事会がこれを定める。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
3 常勤役員に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
4 退職金は、役員として円満に勤務し、退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
5 各評議員の報酬は、別表第4「評議員の報酬」に定める定額とする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第5条 役員に対して、センターが特別の任務として、外部におけるセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師又は外部の刊行物に対する原稿執筆を委嘱したときは、理事会が別に定める役員への講師及び原稿執筆謝金に関する規程に基づき、講師謝金又は執筆謝金を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給日、支給方法等支給の詳細は、事務局職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準じて理事会が別に定める。

(費 用)

第7条 センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずるものとする。

(公 表)

第8条 センターは、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委 任)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人交通事故総合分析センターの設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、前項の登記の日以降初めて行われる評議員会で承認の決議を得なければならぬ。

附 則（第3条第2項、第4条第1項の改正）

この規則は、決議の日（平成26年6月10日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ・理事長 130万円までの範囲内
- ・専務理事 110万円までの範囲内
- ・常務理事 110万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として一人一律3万円

別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

（算出式）報酬月額 × 係数 × 在職月数

※ 係数は1／10以下で理事会が定める数とする。

別表第4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律3万円